



協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ

東京支部からのお知らせ

職場の皆様で
閲覧をお願いします

スマホからも閲覧OK! /

毎月20日頃更新中!

協会けんぽ



必見最新情報 健康な毎日を
サポートします

Times



協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み) | 医療分 (単位:億円)

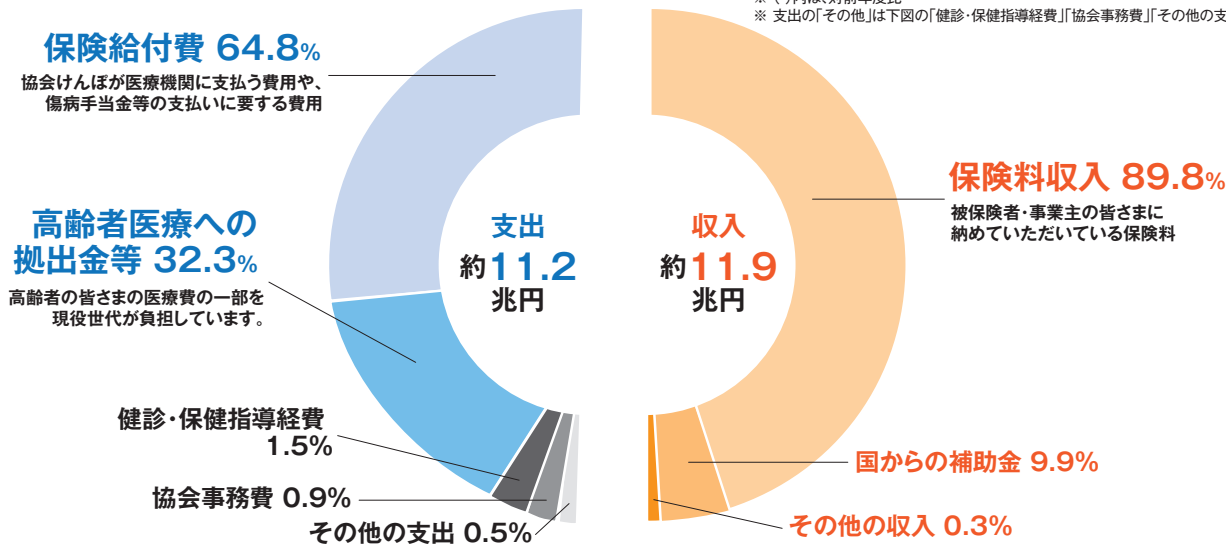
収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること
- 等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

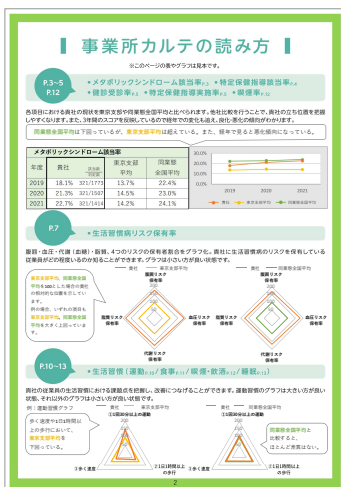


全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

「事業所カルテ」を提供しています

「事業所カルテ」とは、事業所ごとの健診・特定保健指導の実施率や生活習慣病リスクに関する状況などを協会けんぽ東京支部の加入事業所全体や同業態の事業所と比較し、取組むべき健康課題を見える化したものです。健康課題を従業員の皆さまと共有し、解決に向けて全社一体で取組みましょう。



事業所カルテでわかること

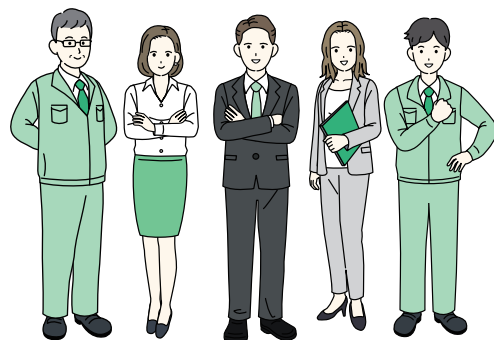
- 健診・特定保健指導の実施率
- 健診結果や加入者の生活習慣などについての数値やグラフ、レーダーチャート等

事業所カルテをご希望の場合は、協会けんぽ東京支部までお問い合わせください。

健康経営®に取組む企業を応援しています!

健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が生産性の向上や医療費適正化、さらには企業イメージの向上等につながるという考えのもと、健康づくりを将来に向けた「投資」とであると捉え、戦略的に実践することです。

健康経営に取組む企業や、これから始めたいとお考えの企業の皆さまを協会けんぽ東京支部がサポートいたします。お気軽にお問い合わせください。



健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

協会けんぽ東京支部 LINE公式アカウント

友だち募集中!

メニューから欲しい情報にすぐアクセス!

健康に役立つ情報が定期的に届く!



@kenpo_tokyo

発行元



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111 (代表)

・お問い合わせの際は、お手元に資格情報(記号・番号等)が確認できる書類をご準備ください。
・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(健康保険組合、国民健康保険等)にお問い合わせください。

マイナ保険証をご利用ください(現行の健康保険証は令和7年12月2日からご利用いただけません)